

各介護サービスの見込量及び介護サービスの充実に向けた整備計画（案）

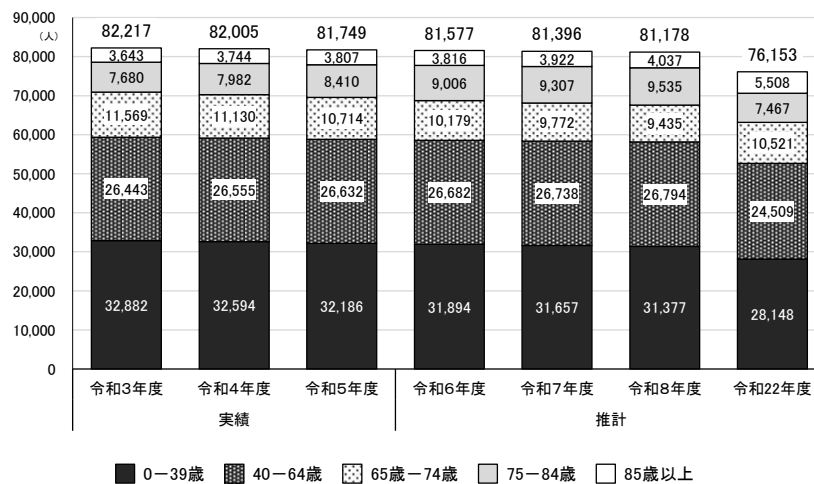
今後の介護需要の見込について（人口動態より勘案）

将来推計

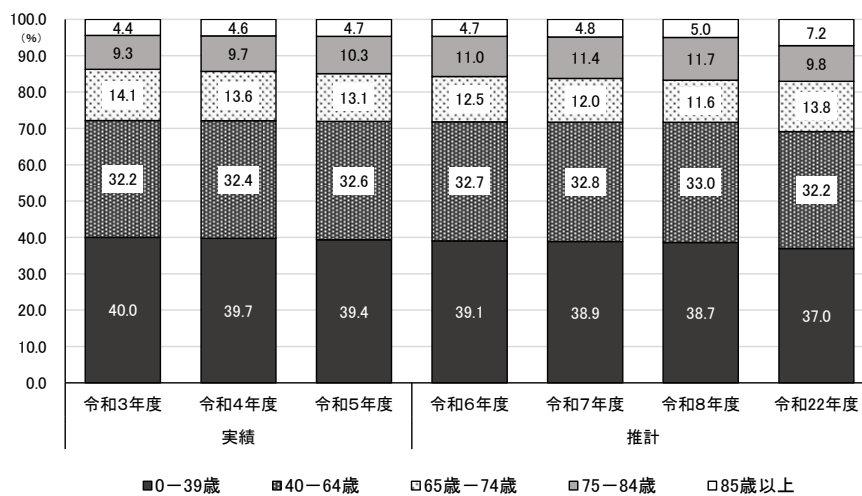
今後の本市の総人口を推計すると、本計画期間の最終年度の令和8年度には、総人口は81,178人、65歳以上人口が23,007人（高齢化率28.3%）、75歳以上人口が13,572人（後期高齢化率16.7%）になると見込まれます。

令和6年度以降、総人口が減少となりますが、要介護認定率が急上昇する80歳以上の人口は、令和15年(2033年)にピークに達し、その後、減少・横ばい傾向になる見込みです。

【総人口及び各年齢階層人口の推計】



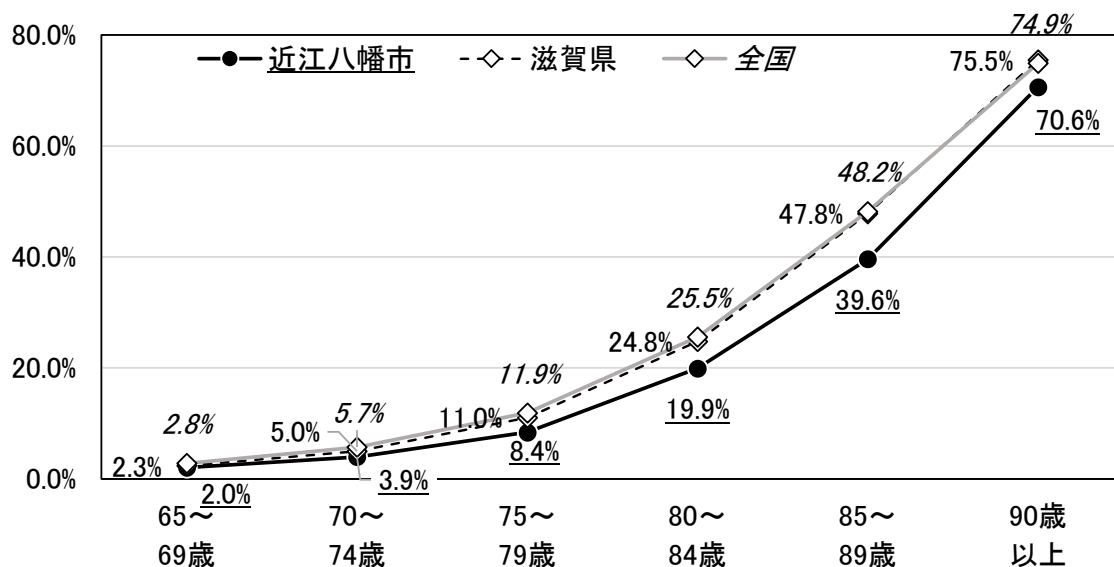
注) 実績値については住民基本台帳（各年10月1日現在、令和5年度のみ7月末現在）、推計値は実績値をもとに推計



注) 実績値については住民基本台帳（各年10月1日現在、令和5年度のみ7月末現在）、推計値は実績値をもとに推計

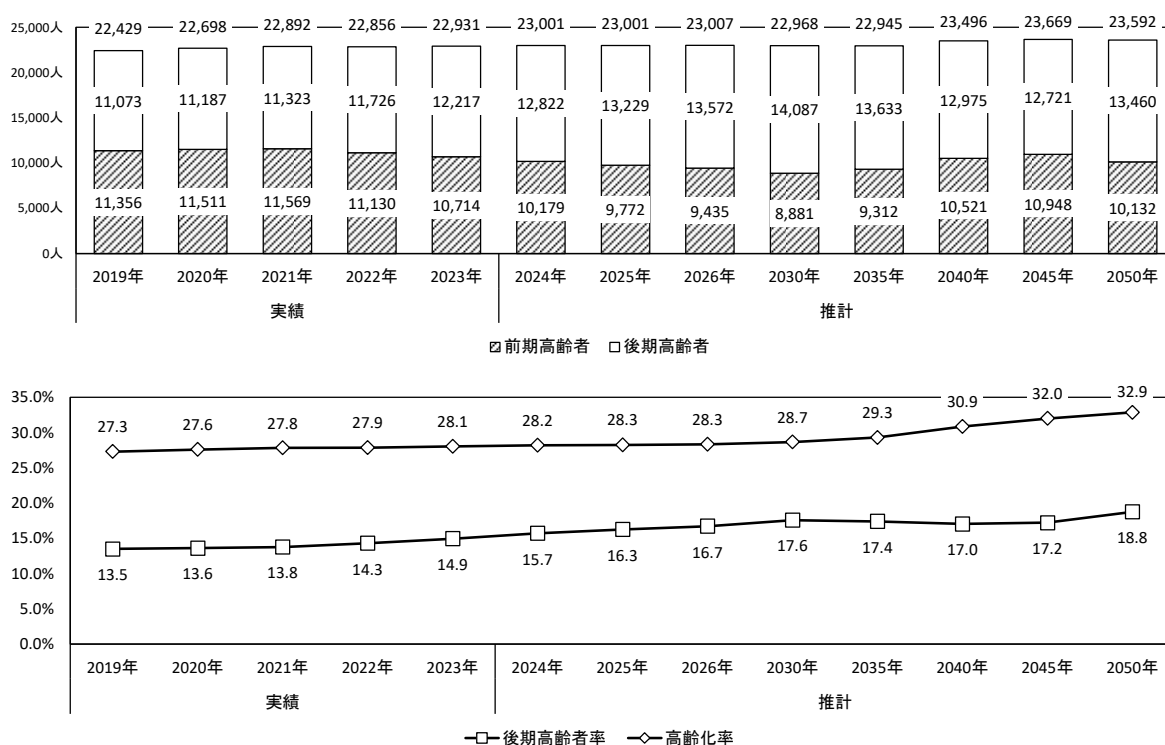
令和4年12月末の年齢構成別での要介護等認定率をみると、65～69歳は2.0%、70～74歳は3.9%と5.0%に達していません。しかし、認定率は年齢とともに増加しており、特に、85～89歳では39.6%と4割弱となり、90歳以上では70.6%と7割を超えています。県・全国と比較すると、全ての年代で滋賀県・全国よりも低くなっています。

【年齢区分別の認定者数】



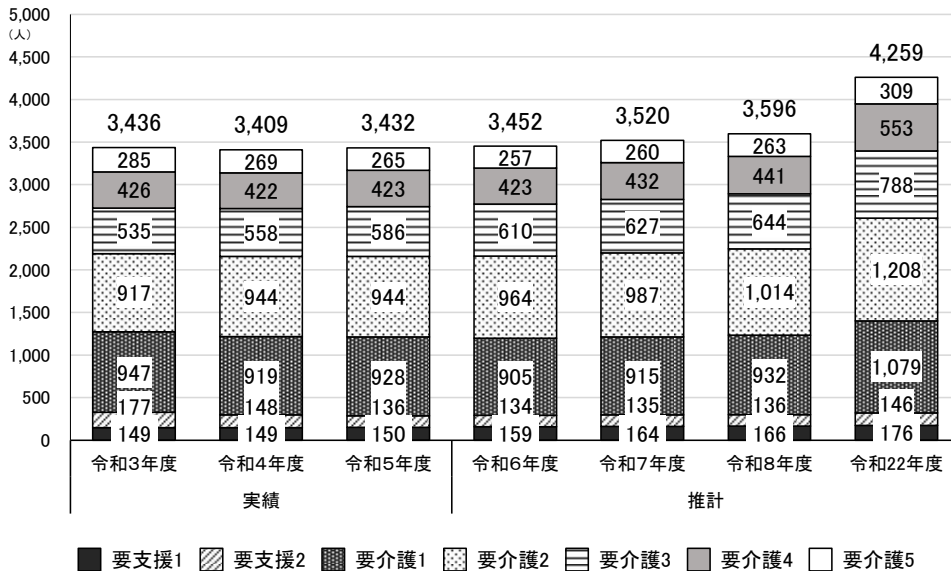
資料：要介護等認定者数は介護保険事業状況報告（令和4年12月末）、人口は総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和5年1月1日現在）」

【高齢者数・高齢化率の長期推計】



今後の要介護（要支援）認定者数（2号含む）を推計すると、65歳以上人口の増加に伴い、要介護（要支援）認定者数は年々増加し、本計画期間の最終年度の令和8年度には、3,596人になると見込まれます。

【要介護（要支援）認定者数の推計（2号含む）】



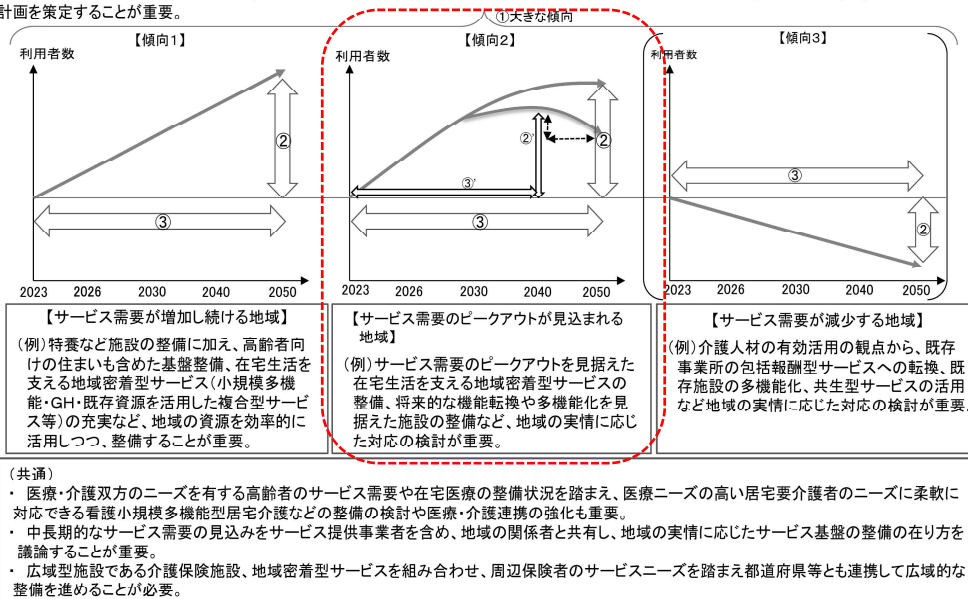
注) 実績値については介護保険事業状況報告（各年9月末、令和5年度のみ5月末現在）、推計値は地域包括ケア「見える化」システム

国が整備を推進する地域密着型サービスについて

○ 第9期計画においては、中長期的な人口動態等を踏まえたサービス需要の見込みや生産年齢人口の動向を踏まえ、施設サービス、居住系サービス、地域密着型サービスをバランス良く組み合わせて整備することが重要。

<参考> 地域における中長期的なサービス需要の傾向に応じた整備の考え方(例)

◆ 中長期的なサービス需要を踏まえ、①サービス基盤の大きな傾向を把握し、その上で②サービス整備の絶対量、③期間(角度②/③)を勘案して第9期計画を策定することが重要。



(出典)基本指針について(社会保障審議会介護保険部会(第106回))(令和5年2月27日)

人口動態から、令和15年(2033年)で介護需要がピークに達し、その後、減少していくことが見込まれ、こうした状況下では、大規模な施設整備を図るのではなく、状況に柔軟に対応可能な地域密着型サービスの整備が望ましいとされています。

今後は、中長期的な状況(令和15年(2033年)に介護需要がピークに達し、その後、減少するが、担い手不足も進む)を踏まえた上で、介護サービス基盤について、市内各圏域のサービスの充足状況やニーズ等を勘案しつつ、第9期介護保険事業計画の中での整備の必要性について、新たなサービス整備に限らず、既存の施設・事業所の在り方を含めて、持続可能なサービス体制を構築していく必要があります。

事業所調査(参考資料2)では、市内に事業展開をされている各法人に対し、近江八幡市内で令和8年度(今後4年間)までに新たに展開したいと考えているサービスの見込を調査しました。その結果、居宅介護支援事業所が1件、訪問介護が3件、訪問リハビリテーションが1件、通所介護が2件、看護小規模多機能型居宅介護が1件ありましたが、すべて開設時期は未定でした。

また、職員の人員及びその過不足の状況についての調査結果では、介護職員の不足が最も多く、次いで訪問介護職員の不足が生じている結果となりました。

○施設整備について

各サービス稼働状況(参考資料1)より、グループホームの待機者数は一定数いますが、減少傾向となっています。待機者数については事業所調査を毎月に行っていますが、有資格者状況や入居の必要性、順番が回ってきたときの入居保留の有無等について、8月に詳細な調査を実施したところ、待機者の入居の必要性については、入居でなくても在宅サービスでの対応が可能との回答が約6割を占めています。また、待機期間が1年以内とする回答が約6割を占めています。順番が回ってきたときに拒否や保留されたり、連絡がつかないケースが約5割との結果となりました。

また、各サービス稼働状況(参考資料1)より、通所系サービスの稼働率、(看護)小規模多機能型居宅介護の登録定員の状況にはまだ空きがある状況です。

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、入居される高齢者の生活の質を確保するため、適切なサービスの提供や事故防止等、サービスの質の確保の観点から第8期計画と同様に、4要件を整備の条件とします。

- ①サービス付き高齢者向け住宅について、特定施設入居者生活介護の指定を受けない場合は、住所地特例の対象施設となるよう、事業者の選択による4つの生活支援サービスのうち、1つは実施すること。(1.入浴、排泄、食事等の介護、2.食事の提供、3.調理、洗濯、掃除等の家事、4.心身の健康維持・増進に関するサービス)
- ②特定施設入居者生活介護の指定を受けず、外部サービス利用型でのサービスを提供する場合は、介護保険法に基づく、定額制の介護保険サービスを提供する事業所を1以上併設、若しくは連携をすること。(配食や診療所は含まない。連携先は市内の事業所と行うものとする。)また、条件①と同じく、住所地特例の対象施設とならなければならない。
- ③貸主または管理者は、賃貸借利用契約の場合は、一般財団法人高齢者住宅財団の家賃債務保証制度に関する基本約定を締結し、低所得者に配慮すること。
- ④市が派遣する介護相談員の継続的な受け入れを行うこと。

■施設・居住サービス

令和4年度に介護老人福祉施設（90床）、地域密着型介護老人福祉施設（29床）、短期入所生活介護（10床）、認知症対応型共同生活介護（1ユニット9室）の整備を実施しました。現在の稼働状況や、人員不足の状況も考慮し、新たな整備は必要ないと考えます。また、介護老人保健施設について、令和5年6月利用分の請求明細等で入所期間を調査し、令和5年1月から令和5年6月までの入所が全件数（233人）の62%（145人）、市内施設の利用が全体の77%（179人）を占め、一定期間で在宅から、または医療機関退院後の入所が可能な状況と判断します。

■在宅サービス

今後3年間の給付費、利用の伸びを考慮する必要はあるが、現在の稼働状況、人員不足の状況も考慮し、新たな整備は必要ないと考えます。

介護サービス見込量自然推計（参考資料3）より、介護ニーズの高い後期高齢者数の増加も反映し、今後各サービスの給付費及び利用回数は増加傾向にあります。

介護サービスの見込量の算定やそれに基づく保険料の推計にあたっては、国の地域包括ケア「見える化システム」を基に行います。その手順は以下の通りです。

【算定の流れ】

